

# 防衛省防衛研究所仕様書

品名	防衛研究所の概況の印刷・製本	作成者	企画部 総務課
<p><b>1 適用範囲</b> この仕様書は、防衛省防衛研究所において使用する防衛研究所の概況の印刷・製本等について規定する。</p> <p><b>2 役務内容</b></p> <p><b>2.1 役務の概要</b> 本役務は、官が貸与する原稿（電子データ、打ち出し原稿及び写真）をもとに校正原稿を作成し、官側の校正を受けた後、官側の承認を得て印刷・製本し提出するものとする。</p> <p><b>2.2 印刷製本方法</b> 契約相手方は、官側が貸与する原稿（電子データ、打ち出し原稿及び写真）により、2.2.1～2.2.5項に基づき作製するものとする。</p> <p><b>2.2.1 表紙</b> 表紙用原稿を基に表紙及び裏表紙を作成し、官側の承認を得るものとする。</p> <p><b>2.2.2 口絵及び本文</b> (1) 官側の貸与する原稿（電子データ、打ち出し原稿及び写真）を基に作成し、官側の承認を得るものとする。 (2) 作成にあたっては、官側と調整のうえ原稿整理、原稿指定、内部校正及び組版の作業を行うものとする。 (3) 原稿整理には、官側が提示する表記ルールに基づく用語・用字、略語、記号、ルビ、見出し番号、頁番号の付与・整理及び文体の整理、図表・写真のタイトル・キャプション・挿入、目次と本文中タイトルとの統一、頁柱の表記（本文頁は『第〇章、章タイトル』、参考資料頁は『参考資料』と表記）、その他の表記・体裁上の整理が含まれるものとする。 (4) 原稿指定には、文字組み、柱、図表及び写真のレイアウト等に関する指定が含まれるものとする。 (5) 内部校正には、原稿整理、原稿指定によって示された点の校正並びに誤植及び組落ちの校正が含まれるものとする。 (6) 組版には、文章、柱、写真及び図表のレイアウト、その切貼り及び写真加工が含まれるものとする。</p> <p><b>2.2.3 印刷製本方式</b> (1) 上製本、スピン入り、カバー付、箱付とする。 (2) 仕上がり寸法はA4判とする。 (3) 表紙は金箔押しとする。 (4) 口絵及び本文は、オフセット印刷4色両面刷りとする。 (5) 頁数（表紙・裏表紙を除く）は、大扉2頁、扉16頁、見返し8頁、口絵30頁、本文282頁とする。ただし、校正の結果において、頁数の微増減を見込むものとする。</p>			

#### 2.2.4 用紙

- (1) 表紙及び裏表紙は布クロスを基準とする。
- (2) 見返し、大扉、扉はOKミュージックコットン163kgを基準とする。
- (3) 口絵及び本文についてはコート紙62.5kgを基準とする。
- (4) 各用紙の見本を官側に提出し、官側の承認を得るものとする。

#### 2.2.5 校正

- (1) 口絵は必ず色校正刷りを提出し、官側の承認を得るものとする。
- (2) 口絵の色校正は1回以上、口絵・本文の校正は3回以上行うものとし、校正の都度、官側の承認を得るものとする。

#### 2.3 提出品

契約相手方は、表に示す提出品を防衛省防衛研究所に提出するものとする。

名称	部数	提出期日	内訳	備考
防衛研究所の概況 (印刷物)	250部	納期 までに	印刷・製本250部については 2.2の仕様による。	CD-Rは 契約相手方 が準備する ものとする。
防衛研究所の概況 (可搬記憶媒体CD-R)	1部		完成品の版下データであり、PDF (Adobe Acrobat Reader DCで作動 可能なもの)に転換した電子ファイル	

#### 2.4 その他

仕上がり状態については、印刷ミス等による汚れがないものとする。

#### 3 出荷条件

包装は、一般商習慣による。

#### 4 納期

令和5年1月31日(火)

#### 5 検査

第2項及び第3項に基づき目視検査を行うものとする。

#### 6 その他

- 6.1 契約相手方は、契約後速やかに作業工程表を官側に提出し、官側の承認を得て作業を開始するものとする。
- 6.2 作業に変更が生じる場合には速やかに官側へ報告するとともに、その都度、官側の承認を得てから作業を進めるものとする。
- 6.3 本件実施にあたり使用する材料・資材等については、グリーン購入法を遵守する。
- 6.4 著作権は防衛省に属し、著作権法上において譲渡が可能な全ての権利をはじめとして本契約において生じる成果に関する権利は全て防衛省に帰属するものとする。
- 6.5 官側から借り受けた図書等の管理について損傷・亡失がないよう十分な管理体制をもって行うこととし、損傷・亡失の事象が発生した場合には速やかに官に報告するものとする。
- 6.6 本件実施にあたり第三者に損害をあたえた場合、その処置は被害補填を含め契約相手方が実施するものとする。
- 6.7 契約相手方は本件実施にあたり知り得た情報の秘密を厳守しなければならない。
- 6.8 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。